

【鳥取県版】

豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアル

令和6年10月8日策定
令和7年7月17日改定
鳥取県 農林水産部

目次

1	ジビエ利用の流れ	2
2	事前準備	3
1)	施設・運営に関する自己点検	3
2)	野生イノシシのジビエ利用の申請	3
3)	県担当課等による施設・運営状況の確認及び承認	3
4)	廃棄物の処理	4
5)	施設の豚熱ウイルス拡散防止対策に必要な資材等の準備	5
6)	車両消毒地点の設置	7
7)	施設出入口及び施設内交差汚染対策	7
8)	情報機器の準備	7
9)	事業者コードの受け取り	7
10)	捕獲者と連携・情報提供	7
3	個体受入・解体準備	9
1)	防護服や手袋等の着用	9
2)	解体処理作業に必要な器具・資材等の準備	9
3)	捕獲者からの情報収集等	9
4)	「捕獲・受入個体記録票」の作成	9
5)	検体の受け取り	10
6)	豚熱遺伝子検査の申請	10
4	止め刺し・解体	10
1)	防護服や手袋等の着用	10
2)	止め刺し用の器具等の消毒	10
3)	外皮洗浄	10
4)	施設・解体用器具等の洗浄・消毒	11
5)	放血	11
6)	検体（血液）採取	11
7)	検体の送付	12
8)	剥皮・内臓摘出	12
9)	「解体等検査台帳」の作成	13
10)	その他注意点	13
5	保管方法	14
1)	共通	14
2)	＜A方式＞個体ごとに包装する場合	14
3)	＜B方式＞個体ごとに包装しない場合	15
4)	＜C方式＞解体・加工・真空包装等まで行った上で一時保管した場合	16
6	解体処理後の施設等の洗浄・消毒	18
1)	一時保管方法がA及びB方式の場合	18
2)	一時保管方法がC方式の場合	18
7	豚熱陽性時の対応	19
1)	要消毒箇所の想定等	19
2)	豚熱陽性が確認された場合の対応	19
	様式第1号 野生イノシシジビエ利用申請書	21
	様式第2号 承認書	24
	様式第3号 野生イノシシにおけるジビエ利用のための血液PCR検査申請書	25
	参考様式第1号 捕獲・受入個体記録票（感染確認区域内捕獲個体用）	26
	参考様式第2号 解体等検査台帳	28
8	関係機関一覧	30

【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアル

鳥取県 農林水産部

■本マニュアルについて

野生イノシシを食肉利用（以下「ジビエ利用」という。）するには食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守するとともに、厚生労働省が定める「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月14日付食安発1114第1号医薬食品局食品安全部長通知（最終改正：令和5年6月26日付生食発0626第2号））と、本県では「鳥取県野生獣肉衛生管理ガイドライン（平成23年6月1日付第201100024327号鳥取県生活環境部長通知（最終改正：平成27年10月20日付第201500062833号））」に従って衛生管理を行う必要があります。

さらに、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）内で捕獲された野生イノシシの解体処理・出荷については、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月1日付2消安第6357号・2農振第3720号消費・安全局長・農村振興局長通知（最終改正：令和5年4月3日付4消安第7390号・4農振第3575号通知農林水産省農村振興局長消費・安全局長）」（以下「手引き」という。）に従い、豚熱ウイルスの拡散防止のための適切な措置が講じられた上で、豚熱の遺伝子検査で陰性が確認された個体のみ出荷が可能とされています。

本マニュアルは、食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得し野生鳥獣肉を取り扱う県内の事業者（以下「ジビエ解体処理業者」という。）が、感染確認区域内で捕獲された野生イノシシを解体処理する場合に行うべき豚熱ウイルス拡散防止に必要な防疫対応を取りまとめたものです。

1 ジビエ利用の流れ

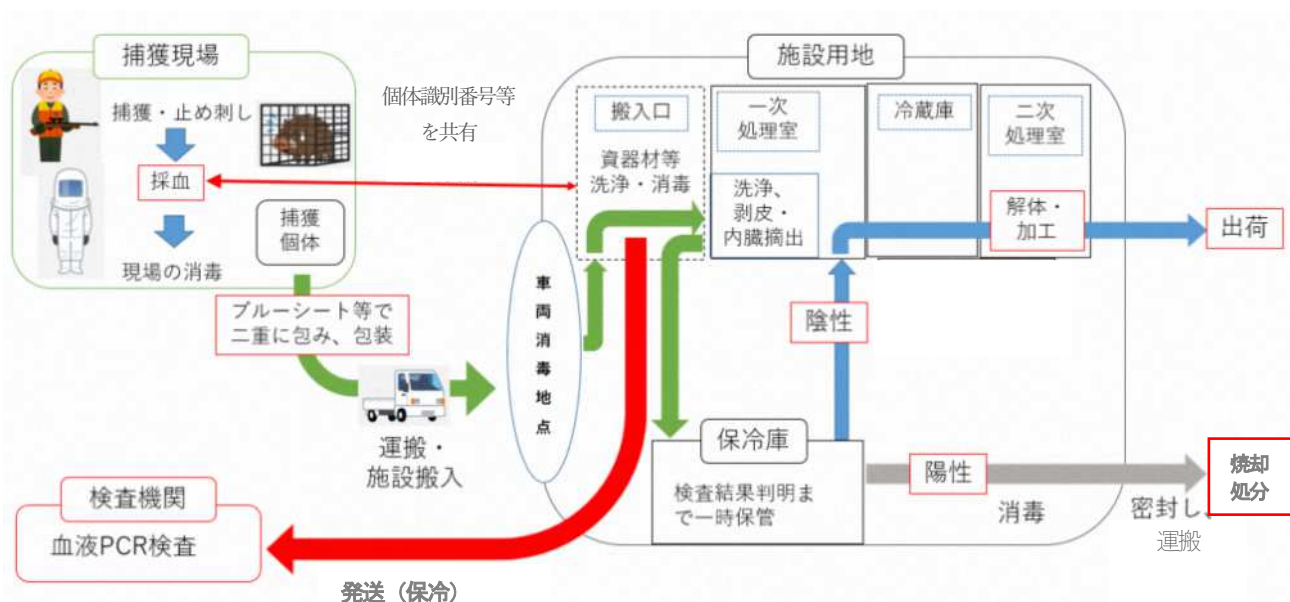


図 感染確認区域における野生イノシシのジビエ利用の流れ

感染確認区域内は、環境中の豚熱ウイルス濃度が高い可能性があり、野生イノシシの血液等の体液や糞尿等が感染源となって、他の野生イノシシにおいては養豚場等に豚熱ウイルスを広げる恐れがあることから、感染確認区域内で捕獲されたイノシシの食肉利用に当たっては、県はジビエ解体処理業者に対し、野生イノシシを取り扱うための防疫体制について事前確認等を行い、豚熱ウイルスの拡散防止対策がとられていることが確認された解体処理施設（以下「施設」という。）に限り、感染確認区域内で捕獲されたイノシシの取扱いを認めます。

2 事前準備

1) 施設・運営に関する自己点検

全ての個体が陽性であるとする前提のもと、手引きに従って豚熱ウイルス拡散防止対策を施した適切な施設と運営であることが求められています。手引き及び本マニュアルを熟読するとともに、「野生イノシシのジビエ利用に関する自己点検表」（別冊）を活用して施設とその運営状況を確認し、必要に応じて改善してください。

※ 施設や設備の変更（増設、改修、移転）など、食肉処理業の許可内容に変更がある場合は、事前に保健所に相談してください。

2) 野生イノシシのジビエ利用の申請

県内の感染確認区域で捕獲された野生イノシシは県が指定する検査機関において遺伝子検査を行い、陰性が確認された個体のみ出荷することが可能となります。

野生イノシシのジビエ利用を新規に開始しようとする場合は、野生イノシシジビエ利用申請書（マニュアル 21 ページ：様式第 1 号）を鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課（以下「食パラダイス推進課」という。）に郵便若しくは電子メールにより提出するか、又はとっとり電子申請サービスを利用して申請してください。

・提出先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県庁食パラダイス推進課

・電子メールアドレス：shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

・とっとり電子申請サービス：野生イノシシジビエ利用申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12571

申請フォーム2次元バーコード⇒



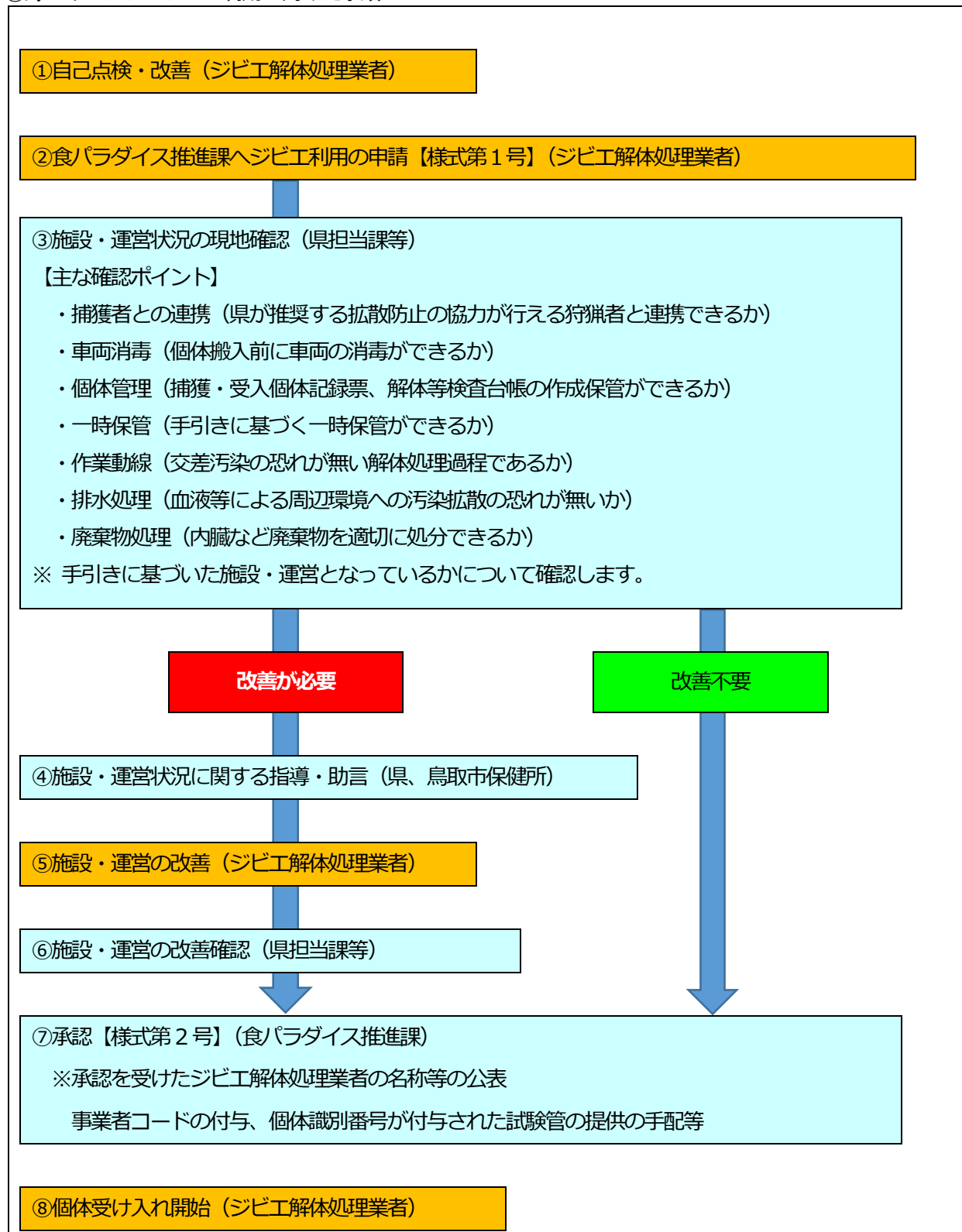
3) 県担当課等による施設・運営状況の確認及び承認

野生イノシシジビエ利用申請書を提出したジビエ解体処理業者に対し、施設とその運営状況について県担当課等の職員が現地確認を行います。改善を提案された場合には、対応の上、再度確認を受けてください。

県は、豚熱ウイルスの拡散防止対策がとられていることの確認が取れた場合は承認書（マニュアル 24 ページ：様式第 2 号）を交付し、承認を受けた施設の名称及び所在地を県 HP 上で公表します。

なお、承認の有効期間は承認日から 1 年間とします。

○野生イノシシのジビエ利用に向けた手順



4) 廃棄物の処理

事業活動（解体処理）により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に処理する必要があります。廃棄物の処理を他者に委託

することができますが、その場合も自治体が許可をした運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。廃棄物の運搬や処分を専門業者に委託する場合は、事前に書面により委託契約を結ぶ必要があるため、契約内容や産業廃棄物の種類、処分・運搬方法の詳細について、事前によく調整してください。

【参考】産業廃棄物処理基準（廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号） 要旨

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 運搬車、運搬容器は、産業廃棄物が飛散し、又流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

5) 施設の豚熱ウイルス拡散防止対策に必要な資材等の準備

食肉処理に必要な施設・器具のほか、豚熱ウイルス拡散防止のために必要な器具・資材等を準備し、原則、野生イノシシ専用のものとして、シカなど他獣種の処理には使用しないでください。**やむを得ず野生イノシシと他獣種に同じ器具・資材等を使用する場合は必ず洗浄・消毒（※）**してください。

※ と体に接する（可能性のある）器具・資材等には、必ず 200ppm 次亜塩素酸ナトリウム液、83℃以上の温湯又は 75%エタノールを使用すること。

また、検査結果が判るまでの間、個体を衛生的に保管するために、冷蔵機能のあるイノシシ専用一時保管庫を確保（既存の冷蔵庫も可ですが、専用とすること。）してください。

（参考）器具・資機材等一覧

品目	数量	備考
防護服等、手袋	搬入 1 回につき、 1 着/人以上	・1 度使用したものは使い捨てとする。 ・事業者が捕獲個体を搬入する場合は 2 着/人以上用意する。 ・皮膚が露出しないカッパ等を防護服として使用する場合は繰り返しの使用を認めるが、使用の都度必ず洗浄・消毒する。
長靴	1 足以上	・一次処理専用として使用し、施設内の他工程に出入りする場合は履き替える。 ・C 方式（マニュアル 16～17 ページ）の場合は部屋ごとに専用の長靴とする。 ・やむを得ず長靴を各部屋で共用する場合は、入室前に消毒して使用する。
大型プラスチックトレイ（プラバネ等）	1 個以上	・放血・内臓摘出時の受け皿に使用
動力噴霧器又は 高圧洗浄機	1 台以上	・車両洗浄・消毒や個体の外皮洗浄に使用
消毒スプレー	1 台以上	・一次処理時の手指消毒のほか施設等の消毒に使用
ブラシ等	1 本以上	・車両消毒箇所や靴底、タイヤ等の泥落としに使用
消毒剤	必要量	・「(参考)消毒対象と消毒剤の種類」を参考に消毒剤を選択
解体用器具	必要数	・原則、野生イノシシ専用とする。

ゴミ袋（大・小）、 ビニール袋、 密封容器	多めに用意	・一次処理時に発生した廃棄物や豚熱陽性対応時の肉等の廃棄の際に使用 ・密封容器は野生イノシシ由来の廃棄物専用とし、他獣種の廃棄物は同梱しない。 ・廃棄物はビニルに小分けしてから容器にいれる。
ペーパータオル・タオル類	多めに用意	・器具等に付いた血液等のふき取りに使用
ブルーシート	多めに用意	・車両荷台の汚染防止、捕獲個体の包装、廃棄物の包装等を使用
試験管、 チャック付きポリ袋、 段ボール等空き箱	必要数	・検体血液の送付に使用

・このほか、温湯消毒に必要なコンロ等、必要な器具・資材等を用意してください。

（参考）消毒対象と消毒剤の種類

対象	消毒剤の種類		注意事項
車両	逆性石鹼	規定の濃度に希釈すること	
手指	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として 75%	
施設	逆性石鹼	規定の濃度に希釈すること	肉に直接触れないよう注意する
	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として 200ppm(0.02%)	錆びやすい箇所には散布 10 分後に真水で洗い流す。
	過酢酸製剤	食品添加物適合成分として 200ppm(0.02%)	肉に直接触れないように注意する
	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として 75%	細かい箇所の消毒に使用する
器具など	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として 200ppm(0.02%)	錆びやすい箇所には散布 10 分後に真水で洗い流す。
	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として 75%	大量に使用しない
	温湯(83℃以上)		
イノシシの外皮	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として 200ppm(0.02%)	
地面	消石灰	(土の地面に適する。)	屋内には使用できない。使用量は 0.5～1kg/m ² を目安（20～40m ² 当たり消石灰 1 袋 20kg）に、ホウキ等で均一に広げ、地面の表面がムラなく白くなる程度。
	逆性石鹼	(舗装道路に適する。)	

(注) 1 希釈する場合は、水道水等飲用適の水を使用すること

2 消毒薬は、有機物（土、泥、血液、油、脂肪等）が付着していると殺菌効果が落ちるため、よく洗浄し、有機物を除去後に消毒してください。

3 消石灰を使用する際は、直接、皮膚・口・目・粘膜等に付着あるいは吸引しないよう、保護マスク、メガネ（ゴーグル）、ゴム手袋、長靴等を着用してください。消石灰は屋外での放置や雨により、空気中の炭酸ガスと反応してアルカリ性が弱まるため、消毒効果が低下しますので、効果を持続するためには2週間おきに散布をしてください。塩素系消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）とは効果を打ち消し合ってしまうため、同時に使用しないでください。

6) 車両消毒地点の設置

- ・施設に個体を持ち込む前に車両を洗浄・消毒する消毒地点を設置してください。
- ・個体搬入者は搬入前に必ず消毒地点で車両を洗浄・消毒してください。

○車両消毒の手順

- ①動力噴霧器、高圧洗浄機、ブラシを使用し、泥など目に見える汚れを落とす。
- ②噴霧器を使用して消毒剤を散布する（タイヤ、タイヤハウスなどを重点に消毒する）。
- ③消石灰や逆性石鹼を使用して、車両消毒した場所を消毒する。
 - ・車両消毒には逆性石鹼を規定の濃度に希釈して使用する。
 - ・消毒剤の吸引等防止のため、マスク・手袋・保護メガネ着用が望ましい。
 - ・効果的な消毒のため、消毒剤は定期的に交換する

7) 施設出入口及び施設内交差汚染対策

- ・施設出入口及び作業室ごとに長靴、スリッパ等作業用の履物を替えられるよう準備してください。
- ・施設出入口及び作業室ごとに手指消毒できるよう消毒剤を配置し、踏み込み消毒槽を設置してください。また、効果的な消毒のため、消毒剤は定期的に交換してください。

8) 情報機器の準備

感染確認区域や検査結果をスマートフォンやパソコン等で確認できるよう、受信用のメールアドレスをご用意ください。また、メールアドレスがない場合は新たに取得してください。

9) 事業者コードの受け取り

個体管理のため県が割り当てる事業者コードを受け取ります。

10) 捕獲者と連携・情報提供

手引きでは豚熱ウイルス拡散防止のため、捕獲運搬時の消毒の徹底などが求められています。

関係する捕獲者に対し、あらかじめ「野生イノシシのジビエ利用における点検表【捕獲者用】」により説明し、協力を求めるようにしてください。

野生イノシシのジビエ利用における点検表【捕獲者用】

1 捕獲及び施設搬入前の準備

- ☐ 県ホームページにより感染確認区域を把握している。
- ☐ 経口ワクチン散布地点及び散布スケジュールを把握している。
※散布後 19 日以内に散布地点の 2km 以内で捕獲した個体は処理施設に持ち込まない。
- ☐ 捕獲止め刺し時は防護服等及び手袋を必ず着用する。

2 捕獲

- ☐ 『CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲時に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）』及び『豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月（令和5年4月改訂）農林水産省農村振興局長消費・安全局長）』に従い、消毒、適正に処分（内臓等を摘出した場合）する。
- ☐ イノシシ専用の捕獲機器を使用し、使用後は1頭ごとに洗浄・消毒する。
- ☐ 捕獲時に個体の外見や挙動、体温に異常を認められないか確認し、異常が認められる場合は、施設に持ち込まない。
- ☐ 山中から運搬する際に、捕獲個体を厚手のビニール袋やブルーシート等で二重に包み、ビニールテープやガムテープで留める等の措置を行い、血液や体液、糞便等が漏れ出されないように包装する。
- ☐ 運搬前には包装の表面を十分に消毒し、ソリ等を使用して運搬する。
- ☐ 個体の汚れがひどい場合は、あらかじめ捕獲場所で飲用水を使って洗浄し、その場所を消石灰で消毒する。
- ☐ 山中で止め刺しする場合、止め刺しを行った場所の周囲を消毒する。
- ☐ 止め刺しに利用する器具は、イノシシ専用とする。

3 施設搬入

- ☐ 車両の荷台等に汚染防止のためのブルーシートなどを敷く。
- ☐ 運搬する前に再度、血液や体液、糞便等が漏出していないか確認する。
- ☐ 林道から舗装道に上がる際に、車両消毒を行う。
(泥汚れ等の除去、消毒剤散布、車両消毒地点の消毒)
- ☐ 個体搬入のため、車両を施設敷地内に入れる際には、施設内にある車両消毒場所で搬入車両を洗浄・消毒する。
(泥汚れ等の除去、消毒剤噴霧、車両消毒地点の消毒)
- ☐ 個体を車両から降ろし、施設に搬入する際には、地面や床面に個体が接触しないよう、ソリなどを使用して搬入する。
- ☐ 施設内に入る際には防護服等の着用と適宜の交換、長靴の洗浄・消毒などを特に徹底する。
- ☐ 野生イノシシを捕獲及び施設搬入した後、原則、養豚関連施設には立ち入らないこと。やむを得ず立ち入る必要がある場合は7日間経過後とする。野生イノシシを扱った際に着用していた衣服で洗濯していないものや、未消毒の長靴等では決して立ち入らないこと（以下、本文で養豚関連施設への立入りの際も同様。）。
- ☐ 豚熱の検査結果が出るまで他獣種を搬入しない。(他獣種とレーンを共有している施設の場合)

3 個体受入・解体準備



- 受け入れ時に個体に触れる場合は、防護服や手袋等を着用する。
- 解体処理等に使用する器具・資材等は、原則、野生イノシシ専用とするが、やむを得ずイノシシとシカで同じ器具・資材を使用する場合は洗淨・消毒して使用する。
- 捕獲場所（地名、座標）、個体の異常の有無等を捕獲者から聞き取り、記録する。
- 家畜防疫課 web ページ「野生いのししへの経口ワクチンについて」に掲載している「散布場所地図」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/299683.htm>)を確認し、「経口ワクチン散布後 19 日を経過しているエリア」以外で捕獲されたことを受入れる前に確認する。
- 捕獲個体が床面等に接触しないようにして引き渡す。なお、搬入者が施設内に持ち込む場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、防護服や長靴等の洗淨・消毒を徹底する。
- 施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗淨・消毒する。

1) 防護服や手袋等の着用

受入個体には豚熱ウイルスが付着している可能性があるため、靴の履き替えや衣類の着替えの際は、屋外用と屋内用とで置き場所を区別してください。また、屋外で着用した靴・着衣等は消毒を行う等し、交差汚染に注意してください。

個体受け入れの際は防護服や手袋等を必ず着用し、その都度、手指や使用したブルーシート等資機材を消毒して、接触・交差汚染によるウイルス拡散を予防してください。

2) 解体処理作業に必要な器具・資材等の準備

使用する器具・資材等は、原則、野生イノシシ専用とするが、やむを得ずイノシシとシカで同じものを使用する場合は、洗淨・消毒して使用する。器具・資材等については、「(参考) 器具・資機材等一覧」を参考に準備してください。

3) 捕獲者からの情報収集等

「捕獲・受入個体記録票」(マニュアル 25～26 ページ：参考様式第 1 号) の項目に沿って、捕獲から搬入までの情報を捕獲者から収集してください。その際必ず、「経口ワクチン散布後 19 日を経過していないエリア」で捕獲された個体ではないことを確認してください。

※経口ワクチンを食べた直後のイノシシはワクチンの影響で、検査で陽性となることがあるため。

4) 「捕獲・受入個体記録票」の作成

捕獲者から得た情報を合わせて、個体情報、捕獲に関する情報、個体の受け入れに関する情報をまとめた「捕獲・受入個体記録票」(マニュアル 25～26 ページ：参考様式第 1 号) を個体ごとに作成して 2 年間保管してください。

5) 検体の受け取り

捕獲者に検体（野生イノシシの血液を採取した試験管）の採取を依頼している場合は、泥などの異物の混入がないこと、血液の色や性状に異常がないこと、血液の量が十分あることを確認してから、個体とともに受け取ってください。

受け取った検体は発送までの間、冷蔵庫で保管してください。検体が高温にさらされたり、泥などの異物が混入していたり、採取した血液量が少ないと検査ができない（豚熱感染の判定ができない）場合があります。

6) 豚熱遺伝子検査の申請

受け入れを決定した場合、原則、「とっとり電子申請サービス」で検査申請してください。

「とっとり電子申請サービス」による申請が困難な場合は、様式第3号により電子メール又はファクシミリによる申請も可能としますが、送信した旨を電話で報告してください。

- ・ とっとり電子申請サービス：野生イノシシにおけるジビエ利用のための血液 PCR 検査申請フォーム

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12570

申請サービス2次元バーコード⇒



- ・ 電子メール：shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp
- ・ ファクシミリ：0857-21-0609、電話番号：0857-26-7853

4 止め刺し・解体



- 豚熱ウイルスは感染したイノシシの血液や内臓、頭部に多く存在し、体表にも付着している。解体作業ではそれらが作業や解体用器具、捕獲器具等に付着するため、特に作業時の交差汚染に注意する。
- **止め刺しに使用する器具は、イノシシ専用とする。**
- 山中で止め刺しをする場合は、消石灰や消毒剤により、血液等により汚染された場所の消毒を徹底する。
- 生体で施設に搬入した場合は、一次処理室で止め刺しを実施する。

1) 防護服や手袋等の着用

豚熱ウイルス拡散防止の観点から、解体作業時には防護服等専用の服や手袋、長靴を必ず着用してください。

2) 止め刺し用の器具等の消毒

止め刺し用の器具は、野生イノシシ専用のものを使用し、使用の度に紙タオルで血液を拭き取り、83℃以上の温湯やアルコール製剤で消毒をしてください。

3) 外皮洗浄

- ・ 水道水等飲用適の水で希釈した次亜塩素酸ナトリウムで、個体の外皮を消毒してください。
- ・ 施設内で洗浄する場合は、水が飛散しないようにしてください。

4) 施設・解体用器具等の洗浄・消毒

- ・豚熱感染性が確認される前の個体を、解体のため施設内に運搬する場合は、その都度、動線上の施設床等を洗浄・消毒してください。頻繁な洗浄・消毒が困難な場合には、個体をフネ（プラスチック製の大型容器）に載せた状態で運搬し、床面に直接触れたり、血液等が垂れたりしないようにしてください。
- ・ナイフなど解体用の器具は、原則、野生イノシシ専用のものを使用し、使用の都度、83℃以上の温湯やアルコール製剤で洗浄・消毒をしてください。やむを得ずイノシシとシカで同じものを使用する場合は、洗浄・消毒して使用してください。

5) 放血

- ・放血に使用する器具は、原則、野生イノシシ専用のものを使用し、作業の都度、83℃以上の温湯やアルコール製剤で洗浄・消毒をしてください。やむを得ずイノシシとシカで同じものを使用する場合は、洗浄・消毒して使用してください。
- ・血液は雨水経路に流さないようにしてください。（雨水経路に血液が混入する恐れがある場合はフネで血液を受ける等すること。）
- ・放血時には個体を囲むように一時的な仕切りを設けるなどして、血液の飛散を極力抑えるようにしてください。また、仕切りは全面を消毒してください。
- ・豚熱に感染した個体の血液には高い濃度の豚熱ウイルスが含まれる可能性があるため、取扱いに注意するとともに、服や長靴が血液で汚れた場合は逆性石鹼等の消毒剤で洗浄・消毒してください。
- ・放血後、血液の性状を観察するとともに、足の付け根等に触れることにより、速やかに体温を調べ、異常がないことを確認してください。
- ・血液を廃棄する際は、委託業者（運搬や処分を行う許可業者）に性状を伝え、その取扱いを事前に確認してください。

6) 検体（血液）採取

- ・検体採取は血液が飛散しないよう、十分注意して行ってください。血液が容器外側に付着することを最小限に留めるため、放血する者と別の者が採取する等、複数人体制で作業を行ってください。
- ・検体は、以下のいずれかの方法で採取してください。
 - ①止め刺しによって流出する血液を試験管に回収。
 - ②頸部（けいぶ）あるいは腋窩（えきか）の切開等で流出する血液を試験管に回収。
- ・試験管を保持している作業者が紙タオルで血液をふき取り、もう1名が試験管周囲をアルコール・スプレーで消毒してください。
- ・個体識別番号付きの試験管に採取した血液は消毒し、チャック付きポリ袋（二重）に封入してさらに袋の外側も消毒してください。
- ・外袋には、あらかじめ準備した油性ペンやシールを使用して、個体識別番号を明記してください。このとき、ペンの文字がアルコールで消えないように注意してください。
- ・検体を封入したチャック付きポリ袋は、内部をアルコール消毒したクーラーバック等に入れ、保冷・保管してください。冷凍ではなく、必ず冷蔵で保存して下さい。郵送時はクーラーバックから取り出し、ゆうパック（冷蔵）の容器に入れてください。

- ・個体が生体で搬入された場合、血液の採取はジビエ解体処理業者が行ってください。
- ・血液採取を捕獲者に委託する場合は適切に採取するよう依頼するとともに、検体を受け取る際は漏れがなく、容器が清浄であることを確認してください。

7) 検体の送付

- ・血液採材後は速やかに、原則、ゆうパック等の冷蔵便（冷凍ではない。）で、検査休止日（土・日曜日及び閉



庁日※）を避けて到着するよう、配達日及び配達時間帯を指定して送付してください。

※受付曜日及び時間帯：平日8時30分～正午

送付先 鳥取県倉吉家畜保健衛生所 CSF・ASF 検査施設

住所：〒689-2503 鳥取県東伯郡琴浦町松谷 606-8

電話：0858-55-1003（FAX 共用）

特記事項 検査は検体到着日の翌開庁日の午前に実施（土日、祝日の検査はしない）。

検査結果判明は、検査日の正午を目途となります。

備考欄に「ジビエ利用前検査」とご記入ください

8) 剥皮・内臓摘出

- ・剥皮に当たっては、獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、刃を手前に向けて、皮を内部から外側に切開してください。
- ・手指、器具等が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒してください。
- ・1頭処理するたびに、一次処理室及び器具の洗浄・消毒をしてください。
- ・豚熱ウイルスは血液や頭部、内臓に多く存在することから、廃棄時には漏れ出さないよう適正に廃棄してください（猟犬等のエサには絶対に利用しないでください）。

9) 「解体等検査台帳」の作成

個体の罹病状況等に関する情報をまとめた「解体等検査台帳」（マニュアル 27～28 ページ：参考様式第 2 号）を個体ごとに作成して 2 年間保管してください。

10) その他注意点

- ・内臓等廃棄物及び使用済み防護服等の資材は、それぞれ二重のビニール袋に詰めて表面を消毒し、蓋付きなど密閉できる容器に入れて保管してください。検査結果判明後、陰性の場合には通常どおり適正に処分してください。

陽性の場合、マニュアル 19 ページの「7 豚熱陽性時の対応」に従って処分してください。

- ・イノシシ解体処理に従事した処理者等関係者は、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、解体処理から 7 日間経過後としてください。

5 保管方法



- 施設内の一次処理室において剥皮・内臓摘出した後の個体は、施設内外の保冷库に搬入し、豚熱判定結果が判明するまで一時保管することを基本とする。
- 一時保管の方法（以下のA～C）の違いにより、豚熱ウイルス拡散防止のための対策、豚熱検査結果に応じたジビエ利用及び廃棄・消毒の方法が異なるため、施設の設備状況やジビエ利用の方針等に応じて、最適な方法を選択する。
 - A方式：剥皮・内臓摘出後の個体を、検査結果が判明するまで、個体ごとに全体を合成樹脂製の袋等で包装した状態で一時保管する方式
 - B方式：剥皮・内臓摘出後の個体を、検査結果が判明するまで、包装しない状態で一時保管する方式
 - C方式：検査結果が判明する前に解体・加工・真空包装等まで行った上で、一時保管する方法

1) 共通

- ・豚熱検査の結果が判るまで、冷蔵保管するなど衛生的な管理をしてください。
- ・一時保管庫への搬出入時には動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬してください。一時保管庫への出入り時には、手指・着衣・長靴の消毒を徹底してください。
- ・豚熱判定前の個体を保管している間は、一時保管庫を不必要に開閉しないようにしてください。また、B方式の場合は二次処理室との出入りを行わないでください。
- ・一時保管庫では検査判定前の野生イノシシのみを保管し、他の獣種や肉以外の冷蔵品を入れないようにしてください。
- ・豚熱陽性と判定された場合に大量の肉を廃棄しなくても済むように、同時に保管する個体は1～2頭程度にしてください。
- ・複数を同時に保管する場合、他の個体と接触しないように距離をとり、個体の取り違えを防止するため、個体管理番号が分かる標識を結束バンド等で取り付けてください。
- ・食バラダイス推進課から豚熱検査の陰性連絡があった後、一時保管庫からの搬出を行ってください。

2) ＜A方式＞個体ごとに包装する場合

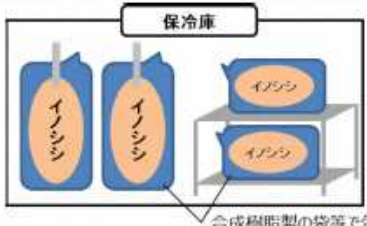
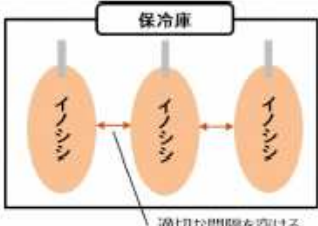
- ・1頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出て、他の個体に直接接触しないように、個体全体を合成樹脂製の袋等で包装し、紐等を使って開口部を閉じること。
- ・包材外面は汚染ないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒すること。
- ・包材は清潔な場所で保管すること。
- ・一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。
- ・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。
- ・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管すること。
- ・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させないこと。
- ・豚熱陽性であることが判明した個体のみ、一時保管庫から搬出すること。
- ・一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、「7 豚熱陽性時の対応」に従って、豚熱陽性個体を包装した状態で適切に廃棄し、施設・器具等の消毒等を行うこと。

3) <B方式>個体ごとに包装しない場合

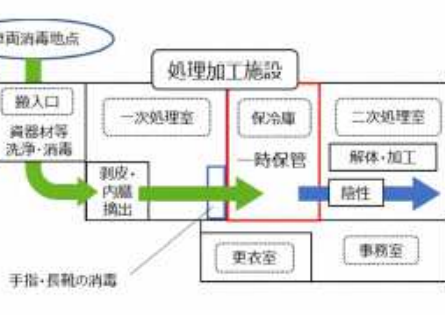
- ・施設外の保冷库で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬すること。なお、台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用すること。
- ・一時保管庫への搬出入時には、処理者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。
- ・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。
- ・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管すること。
- ・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させないこと。
- ・施設内の保冷库を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わないこと。
- ・一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り搬出すること。
- ・一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1個体でも陽性が確認された場合は、「7 豚熱陽性時の対応」に従って同時に保管している全個体を適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うこと。

<参考>

〇ジビエ利用の方法（A・B方式）

A. 個体ごとに包装する場合	B. 個体ごとに包装しない場合
	
留意事項 ✓ 個体間での交差汚染防止のため、1頭ごとに合成樹脂製の袋等による包装を行うため、陰性結果が判明した個体は、個体別に一時保管庫からの搬出・利用を認める。 ✓ 一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合、豚熱陽性個体のみ包装した状態で適切に廃棄する。	✓ 1頭ごとに合成樹脂製の袋等による包装は行わないため、同時に保管している全個体で陰性結果が判明するまで、全個体について一時保管庫からの搬出・利用を認めない。 ✓ 陽性が確認された場合、本手引きの3に従って、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、その後、一時保管庫を消毒する。

○処理加工施設内外の保冷库への一時保管に伴う豚熱ウイルス拡散防止対策
(A・B方式)

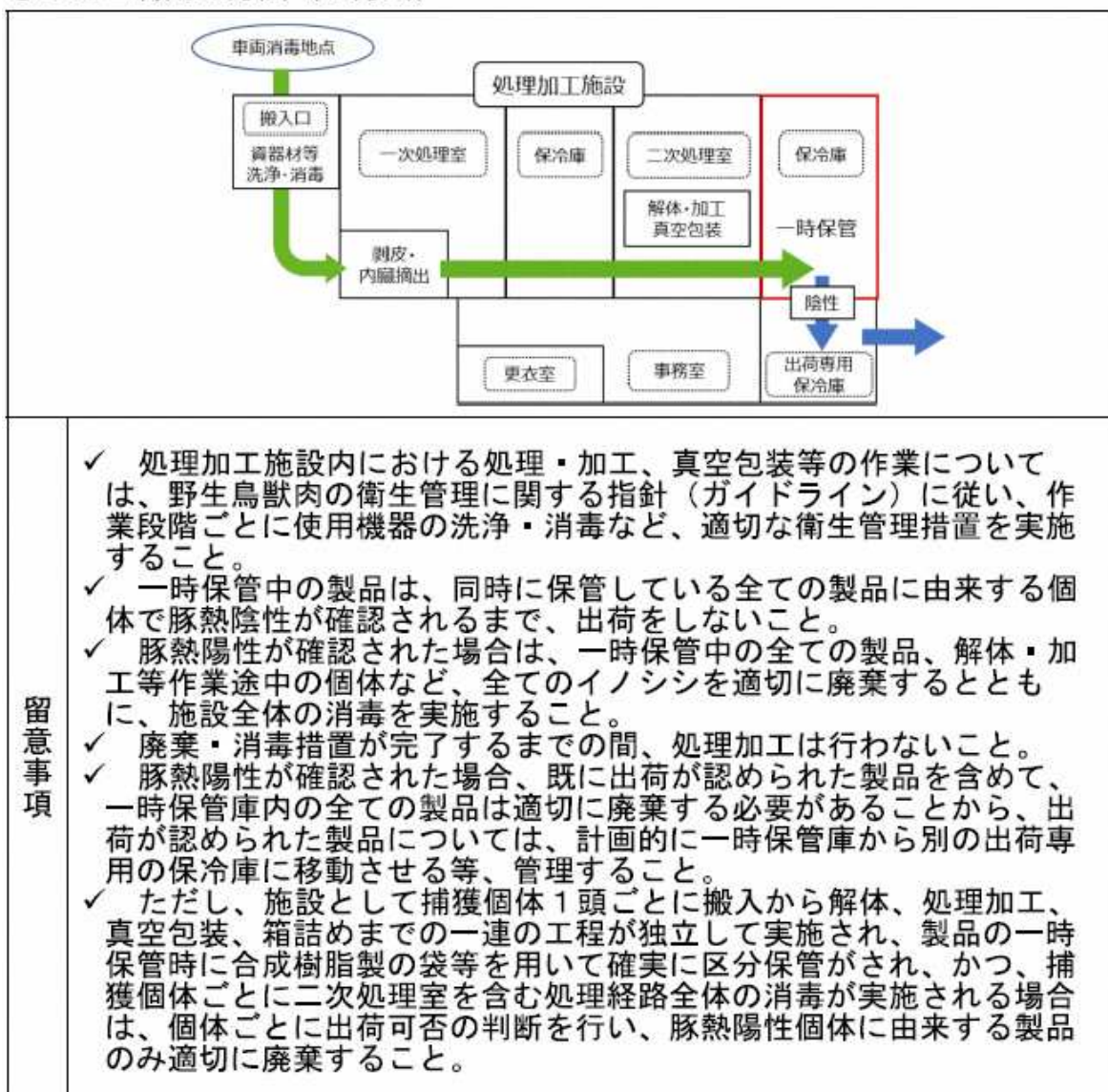
○ 処理加工施設外で一時保管	○ 処理加工施設内で一時保管
	
(施設内外で共通) ✓ 一時保管庫への搬出入時には、動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。 ✓ 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。 ✓ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管すること。 ✓ 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在しないこと。	
(施設外) ✓ 個別に包装しない状態で保管する場合には、外気に触れない方法で運搬すること。	(施設内) ✓ 個別に包装しない状態で保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わないこと。

4) <C方式>解体・加工・真空包装等まで行った上で一時保管した場合

- ・処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、厚生労働省が定める「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」及び「鳥取県野生獣肉衛生管理ガイドライン」に従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施すること。
- ・一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陽性が確認されるまで、出荷をしないこと。
- ・豚熱陽性が確認された場合は、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の真空包装された製品又は解体・加工等作業途中の個体等の施設の一時保管庫までに存在する全ての野生イノシシに由来する物品について、「7 豚熱陽性時の対応」に定める方法により適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うこと。
- ・廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わないこと。
- ・ただし、施設として捕獲個体ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管（個体ごとに製品間で接触がないように区分して保管することをいう。）がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合には、「7 豚熱陽性時の対応」に従って豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行うこと。

<参考>

○ジビエ利用の方法（C方式）



6 解体処理後の施設等の洗浄・消毒



- 一時保管方法がA、B方式の場合は一次処理に使用した施設の床面や壁、使用した器具などを、念入りに洗浄・消毒すること。
- 一時保管方法がC方式の場合は、真空包装の工程に至る全ての処理加工作業で使用した施設の床面や壁、使用した器具等を、念入りに洗浄・消毒すること。

1) 一時保管方法がA及びB方式の場合

- ・一次処理に使用した防護服や手袋等を交換するとともに、使用済資材等は、それぞれ二重のビニール袋に詰めて表面を消毒し、蓋付きなど密閉できる容器に入れて保管してください。検査結果判明後、陰性の場合は通常どおり適正に処分してください。
- 陽性の場合、マニュアル19ページの「7 豚熱陽性時の対応」に従って処分してください。
- ・一次処理で使用した長靴等履物は一次処理作業専用とし、洗浄後、消毒して清浄な状態で一次処理室内に保管してください。
- ・一次処理後に二次処理室で作業を行う場合は、二次処理専用の清潔な防護服等に更衣してください。
- ・捕獲・解体処理に携わった者は、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、7日間経過後としてください。

2) 一時保管方法がC方式の場合

- ・一次処理から真空包装までの全工程で使用した施設、器具等の全てをA、B方式の一次処理後と同様に洗浄・消毒してください。
- ・各部屋の衛生区分に応じて、履物、防護服、手袋等を替えて作業をしてください。
- ・長靴等履物は各部屋専用として洗浄・消毒して清浄な状態で各部屋に保管し、使用済資材等は、それぞれ二重のビニール袋に詰めて表面を消毒し、蓋付きなど密閉できる容器に入れて保管してください。検査結果判明後、陰性の場合は通常どおり適正に処分してください。
- 陽性の場合、マニュアル19ページの「7 豚熱陽性時の対応」に従って処分してください。
- ・A、B方式同様、捕獲・解体処理に携わった者は、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、7日間経過後としてください。

○解体処理後の洗浄・消毒作業のポイント

- ・一般的な洗剤で汚物を洗浄した後、食品添加物適合の豚熱ウイルスに効果のある消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて解体処理に使用した部屋の床や壁面を消毒する。
- ・壁面は作業時に個体の体液が飛び散る範囲までとし、少なくとも床面から1.2m程度まで消毒する。
- ・個体の吊り懸けに使用したリフト等、使用した器具も同時に消毒する。
- ・施設消毒に用いる消毒剤は、原則、食品添加物適合の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用し、錆びやすい部材が使用されている箇所では次亜塩素酸ナトリウム水溶液を散布した後、10分間放置し、飲用適の水で洗い流す。
- ・アルコール製剤は細かな部分や器具等の消毒に用い、広い面積の消毒など大量な使用は避ける。

7 豚熱陽性時の対応

- 陽性イノシシの肉や廃棄物等が感染源となってウイルスを広げる恐れがあることから、廃棄物処理法に基づき処理する場合にあっても、処理基準に加えて拡散防止の措置を講じる必要がある。豚熱ウイルスの特性を考慮し、確実な梱包・消毒等を適切に行い、周辺の生活環境の保全について十分に留意しながら対応すること。

1) 要消毒箇所の想定等

- ・ 普段の作業動線や施設内の設備や物品の配置から、豚熱陽性確認時の要消毒箇所をあらかじめ想定しておいてください。
- ・ また、想定される要消毒箇所には必要最小限の物品を配置するにとどめ、消毒作業が円滑に行えるよう、日ごろから施設内の整理整頓をしてください。
- ・ 豚熱陽性判定時の消毒等の対応に備え、器具・資材等については「(参考) 器具・資機材等一覧」を参考に必要十分な量を予め準備してください。
- ・ 施設の要消毒箇所を拡大させないために、家畜防疫員など県担当課職員による現地確認時の提案に従った作業工程や作業動線を普段から意識し遵守してください。

2) 豚熱陽性が確認された場合の対応

- ・ 検査の結果、陽性と判定された場合は、個体の受け入れや加工処理、出荷など施設の稼働を停止し、家畜防疫員の指示に従い、陽性個体及び同ロットの廃棄や施設消毒を行ってください。
- ・ 廃棄や消毒作業では、防護服、手袋、長靴等必要な装備を着用してください。
- ・ 陽性判定時の廃棄・消毒作業後は、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、廃棄・消毒作業から7日間経過後としてください。

対応事項	対応者	内容
検査結果連絡	県（食パラダイス推進課）	食パラダイス推進課からジビエ解体処理業者に対して検査結果を連絡する。
施設稼働停止 物品等移動の停止	ジビエ解体処理業者	・ 陽性結果を受けて、シカ等異なる獣種を含む個体の新規受け入れ、解体、製品加工、出荷等すべての施設稼働を一時停止する。物品等の移動・搬出も停止する。 ・ 施設敷地には防疫関係車両以外の出入りを禁止する。 ・ 陽性個体の捕獲・受入個体記録票、解体等検査台帳等を準備し、必要な防疫措置について指示を受けるため、CSF・ASF 検査施設に連絡する（電話 0858-55-1003）。
対応整理・指示	県（CSF・ASF 検査施設）	陽性個体の捕獲・受入個体記録、解体等検査台帳、施設の解体処理工程についてジビエ解体処理業者から情報提供を受け、必要な防疫措置について指示をする。

		・陽性個体由来の肉や血液等の処理物（以下「要廃棄物」という。）の廃棄指示 ・要消毒箇所（施設、設備、備品、長靴等）及び消毒方法の指示
要廃棄物の特定と数量確認	ジビエ解体処理業者	要廃棄物を特定し、搬出に向けて数量を確認する。
施設敷地内消毒	ジビエ解体処理業者	陽性個体由来の肉等（ロット管理をする場合は同一ロットに含まれる肉も含む。）の搬出作業に向けて施設敷地内（車両通行部分）に消石灰を散布する（又は消毒剤の噴霧）。 また、施設敷地に入る車両は入場時、退場時に車両消毒を行う。
要廃棄物の搬出・運搬	ジビエ解体処理業者・廃棄物収集運搬業者	要廃棄物は厚手のビニール袋に二重に詰めて密閉容器に封入するなどし、容器外面を消毒した上で、床や地面に接触しないように搬出・運搬する。 要廃棄物をジビエ解体処理業者が持ち込む場合には、事前にその旨を焼却施設に連絡する。
要廃棄物の廃棄	ジビエ解体処理業者・廃棄物処理業者	要廃棄物は産業廃棄物とし、契約した施設で焼却処分する。
車両消毒・人員消毒	ジビエ解体処理業者	要廃棄物の運搬に使用した車両を消毒する。 作業員の手指や長靴の消毒、防護服等の交換をする。
施設（器具）消毒・人員消毒	ジビエ解体処理業者	陽性個体を処理した動線に従い施設を消毒する。 作業員の手指や長靴の消毒、防護服等の交換をする。
施設再稼働の決定	県（食パラダイス推進課）	県は次の事項を事業者を確認し、再稼働の決定を連絡する。 ・要廃棄物が搬出されたこと （契約書、マニフェストB2票で確認する） ・施設が消毒されたこと ・引き続き、野生イノシシの解体処理に必要な防疫対応及び食品衛生管理がとられていること

様式第1号

野生イノシシジビエ利用申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者住所

(法人、組織にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人、組織にあつては、名称及び代表者の氏名)

豚熱感染確認区域内で捕獲し、遺伝子検出検査により豚熱陰性が確認されたイノシシをジビエ利用したいので、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 申請者及び処理施設の概要 (別紙)
- 2 食肉処理業の許可証の写し
- 3 野生イノシシのジビエ利用に関する自己点検表

※申請書記載事項に変更があった場合は、速やかに申し出ること。

申請者及び処理施設の概要

【申請者概要】	
氏名又は名称	
住所又は主たる事務所の所在地	
代表者 役職・氏名	
担当者 役職・氏名	
連絡先	TEL:
	E-mail
【処理施設概要】	
処理施設の名称	
処理施設の所在地	
処理施設の敷地面積	
年間計画イノシシ処理頭数	
イノシシ処理頭数実績（過去5か年度）	
主な受け入れ時期	
主な受け入れ地域	
豚熱陽性個体の廃棄方法	
一時保管庫の容量（規格）	
一時保管方法	
処理施設の平面図 (搬入口、一次処理室、一時保管庫の位置が分かるように記載してください。手書き又は図面を貼り付けてください。)	

記載例

様式第1号 別紙

申請者及び処理施設の概要

【申請者概要】	
氏名又は名称	(株) ●●●●
住所又は主たる事務所の所在地	〒●●●-●● ●●市●● ●●番地の●
代表者 役職・氏名	代表取締役社長 ●● ●●
担当者 役職・氏名	●●課長 ●● ●●
連絡先	TEL: ●●●●-●●-●●●● E-mail: ●●●●@●●●. ●●●
【処理施設概要】	
処理施設の名称	●●処理加工施設
処理施設の所在地	〒●●●-●● ●●市●● ●●番地の●
処理施設の敷地面積	●●●m ²
年間計画イノシシ処理頭数	●●頭
イノシシ処理頭数実績（過去5か年度）	H30: ●●頭、H31 (R1): ●●頭、R2: ●●頭、R3: ●●頭、R4: ●●頭
主な受け入れ時期	●●月～●●月
主な受け入れ地域	●●市●●
豚熱陽性個体の廃棄方法	・●●市と連携し、●●●クリーンセンターにて焼却する。 ・産廃業者（株）●●に委託し、●●処分場で焼却する。
一時保管庫の容量（規格）	内寸：縦●cm×横●cm×奥行●cm
一時保管方法	B方式（又はC方式）
処理施設の平面図 （搬入口、一次処理室、一時保管庫の位置が分かるように記載してください。手書き又は図面を貼り付けてください。）	

様

鳥取県農林水産部長

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月1日付2消安第6357号・2農振第3720号農林水産省消費・安全局・農村振興局通知）」及び「【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアル（令和6年10月8日付第202400161906号農林水産部長通知）」に従った豚熱ウイルスの拡散防止対策がとられていることを承認します。

記

1 処理施設の名称

2 処理施設の所在地

3 事業者コード

4 承認期間 年 月 日 から 年 月 日 まで（承認期間は承認日から1年間）

ただし、承認期間中であっても「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」及び「【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアル」を遵守できないことが確認され、改善が見られない場合は承認を取り消すことがある。

様式第3号

鳥取県食パラダイス推進課 宛

Fax : 0 8 5 7 - 2 1 - 0 6 0 9

Email : shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

野生イノシシにおけるジビエ利用のための血液PCR検査申請書

申請日 年 月 日

1 申請者情報

(1) 申請者氏名	
(2) 事業者コード	
(3) 電話番号	
(4) メールアドレス	

2 捕獲情報

(1) 捕獲日	年 月 日
(2) 捕獲者氏名	
(3) 検体到着日	年 月 日
(4) 捕獲場所	例) 米子市〇〇〇
(5) 捕獲場所の緯度・傾度	緯度 傾度

3 搬入個体情報

(1) 成獣・幼獣別	該当するもの○を記載してください 成獣 ・ 幼獣
(2) 性別	該当するものに○を記載してください 雄 ・ 雌 ・ 不明
(3) 捕獲状況	該当するものに○を記載してください 箱わな ・ くくり罠 ・ その他
(4) 個体識別番号	

<参考様式第1号>

捕獲・受入個体記録票（感染確認区域内捕獲個体用）

試験管に記載されている個体識別番号：_____

受入確認者 _____

受入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 捕獲情報

①獣畜	イノシシ		
②捕獲日時等	年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ (天候)		
③捕獲場所	市・町・村		地籍
④捕獲者		捕獲者の健康状態	良好 ・ ()
⑤捕獲方法	箱わな(檻) ・ くくりわな ・ 銃 (くくりわなの場合、かかり部位) 右前肢 / 左前肢 / 右後肢 / 左後肢 / その他 ()		
⑥損傷の有無	有 ・ 無 有の場合 損傷の部位 ()		
⑦放血の状況	(放血) 有 ・ 無 (開始時刻) _____ 時 _____ 分 (放血の場所) (心臓が動いている状態で頸動脈又は腕頭動脈を切断した) はい ・ いいえ (放血液の性状) 異常なし/異常あり ()		
⑧放血後の体温	(触診) 高温 / 異常なし / 低温 ※異常温度の目安 イノシシ42℃、シカ40℃ 異常に高い体温や低い体温の個体は食用にはできません。		
⑨止めさし方法	銃器 ・ ヤリ	止めさし部位	頭部 ・ 首 ・ 胸部 ・ 腹部
⑩内臓摘出	有 ・ 無 (有の場合) 内臓及び臭気の異常の有無： 有 ・ 無		
⑪個体冷却	有 ・ 無 開始時刻 _____ 時 _____ 分 場所 ()		
⑫施設搬入時間	時 _____ 分		
⑬推定年齢等	オス ・ メス 幼獣 ・ 成獣 (推定年齢 _____ 才)		

2 【確認項目】 生体又は解体前検査

確 認 事 項		確認結果	解体不適
① 神経症状※ ¹ を呈し、異常な行動をしたり、ふらつくなど歩行に異常はないか ※1 神経症状：けいれんや麻痺、昏睡、異常興奮等	ない	ある	●
② ダニ類等の外部寄生虫が著しく寄生していないか	ない	ある	●
③ 著しい脱毛がないか	ない	ある	●
④ 皮下に膿を含むできもの（膿瘍 ^{のうよう} ）は多数ないか	ない	ある	●
⑤ 口腔、口唇、舌、乳房、ひづめ等に水ぶくれ（水疱）やただれ（びらん※ ² 、潰瘍）等を多数形成していないか ※2 びらん：皮膚や粘膜の上部がはがれ、下の組織が露出している状態	ない	ある	●
⑥ 体表に出血や大きな外傷はないか	ない	ある	
⑦ 体表に異常な形（奇形・コブ・腫瘤 ^{しゅりゅう} 等）はないか	ない	ある	
⑧ 著しい消瘦はないか	ない	ある	
⑨ 著しく下痢をし、尻周辺が汚れていないか	ない	ある	
⑩ その他、外見上明らかな異常が見られないか	ない	ある	
⑪ 異常な鼻水、よだれ、咳き込みがないか	ない	ある	
判定結果	適 ・ 不適	【特記事項】	

【全部廃棄】・解体不適の●に該当するものがある。

・解体不適の●に該当しないが、解体前検査で2個以上該当するものがある。

解体等検査台帳

試験管に記載されている個体識別番号：_____

解体責任者_____

1 血液検査

確 認 事 項		確認結果	解体不適
1	放血は適切に実施されたか	はい・いいえ	●
2	血液の色に異常はなく、数分後に固まっているか	はい・いいえ	●
判定結果	適 ・ 不適	【特記事項】	

【全部廃棄】・解体不適の●に該当するものがある

2 内臓検査

確 認 事 項		確認結果	内臓の 食用不適	筋肉の 食用不適
1	リンパ節の腫れはないか（腸間膜リンパ節、腋下リンパ節、膝下リンパ節など）	ない・ある	●	●
2	内臓に、膿瘍（うみ）、腫瘍（ガン）、結節（かたまり）、異常な出血はないか。	ない・ある	●	
3	内臓で著しく腫れているものはないか	ない・ある	●	
4	内臓の表面に出血（赤色点）や、変性部（白色点）はないか	ない・ある	●	
5	腹膜炎、胸膜炎はないか（内臓表面が炎症をおこし、濁った色や、付着物があったり、外の臓器と癒着していないか）	ない・ある	●	
6	心臓内に塊（イボ）はないか	ない・ある	●	
7	多量又は変色した腹水、胸水はないか	ない・ある	●	●
8	著しい黄疸（脂肪、筋肉が黄色）はないか	ない・ある	●	●
9	多臓器にわたる水腫（組織が水っぽい状態）はないか	ない・ある	●	●
10	肝臓や肺などに寄生虫はないか（白色点がないか）	ない・ある	●	
11	2個以上の臓器に膿瘍（うみ）はないか	ない・ある	●	●
12	2個以上の臓器に腫瘍（ガン、見慣れないもの）はないか	ない・ある	●	●
判定結果	適 ・ 不適	【特記事項】		

3 枝肉検査

確 認 事 項		確認結果	筋肉の 食用不適
1	部分的に筋肉の変色・変性（硬い部分）はないか	ない・ある	
2	全体的に筋肉の変色・変性（硬い部分）はないか	ない・ある	●
3	部分的に筋肉間が水っぽくないか	ない・ある	
4	全体的に筋肉間が水っぽくないか	ない・ある	●
5	骨折等により部分的に出血していないか	ない・ある	
6	枝肉全体に出血斑が認められないか	ない・ある	●
7	筋肉の2箇所以上に腫瘍（うみ）はないか	ない・ある	●
8	筋肉中に寄生虫（小さな白い塊等）はないか	ない・ある	●
9	体表面にひし形の発疹がないか（豚丹毒）	ない・ある	●
10	四肢の関節が著しく腫れていないか	ない・ある	
11	異物（銃弾、刀の破片等）は認められないか	ない・ある	
判定結果	適 ・ 不適	【特記事項】	

4 処理者自身の健康状態

確 認 事 項		確認結果	解体不適
処理者自身の健康状態は良いか		はい・いいえ	●
判定結果	適 ・ 不適	【特記事項】	

販売判定の目安

販売可能なもの	・ 確認検査で全てが「ない」及び「はい」であるもの ・ 食用不適の●に該当せず、外傷による傷など明らかに疾病でないと判断されるもの
販売しないもの、外部に提供しないもの（全部廃棄が望ましい）	・ 食用不適の●に該当しないが、確認検査で1個該当する。
全部廃棄	・ 食用不適の●に該当するものがある。 ・ 食用不適の●に該当しないが、確認検査で2個以上該当する。

8 関係機関一覧

区分	機関・所属	電話番号
【鳥取県版】豚熱感染確認区域における野生イノシシジビエ利用マニュアルに関すること（窓口）	商工労働部兼農林水産部市場開拓局 食パラダイス推進課	0857-26-7853
ジビエ振興に関すること	東部農林事務所 農商工連携チーム	0857-20-3654
	中部総合事務所農林局 農商工連携チーム	0858-23-3164
	西部総合事務所農林局 農商工連携チーム	0859-31-9768
豚熱に関すること	農林水産部畜産振興局 家畜防疫課	0857-26-7287
P C R 検査・陽性時に関すること	農林水産部 倉吉家畜保健衛生所 CSF・ASF 検査施設	0858-55-1003
ジビエの衛生管理に関すること	生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課	0857-26-7247
	鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552
	中部総合事務所倉吉保健所 生活安全課	0858-23-3117
	西部総合事務所米子保健所 生活安全課	0859-31-9340
狩猟に関すること	農林水産部農業振興局 鳥獣対策課	0857-26-7872
廃棄物処理に関すること	生活環境部自然共生社会局 循環型社会推進課	0857-26-7684
	鳥取市環境局環境保全課	0857-30-8092
	中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課	0858-23-3278
	西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課	0859-31-9351